

○ 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
（専門子会社の業務等）	（専門子会社の業務等）
第四条の三　「略」	第四条の三　「同上」
〔2～6　略〕	〔2～6　同上〕
7　法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める 会社は、金融商品取引所に上場されている株式又は金融商品取引法 第六十七条の十一第一項の店頭売買有価証券登録原簿に登録されて いる株式の発行者である会社以外の会社であつて、次の各号のいづ れかに該当する会社とする。	7　〔同上〕
〔一～八　略〕	
九　代表者の死亡、高齢化その他の事由に起因して、その事業の承 継のために支援の必要が生じた会社であつて、当該事業の承継に 係る計画に基づく支援を受けている会社	〔一～八　同上〕 〔号を加える。〕
8　法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める 要件は、長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社（同項	8　法第十三条の二第一項第十二号の二に規定する内閣府令で定める 要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるも

第九号に該当するものを除く。)の議決権を取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画(法第十三条の二第一項第十二号の二の事業に係る計画をいう。)が作成されていること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所
ハ イ又はロに準ずるもの
ニ 弁護士又は弁護士法人
ホ 公認会計士又は監査法人
ト ヘ 税理士又は税理士法人

第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社(当該長

のこととする。

一 長期信用銀行又はその子会社が前項に規定する会社(同項第八号に該当するものに限る。)の議決権を同号ロに掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(平成十一年法律第百五十八号)第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

二 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

期信用銀行の子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。）及び当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

〔9
•
10
略〕

第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかるらず、特
定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並
びに第十六条の二の三第二項において同じ。）がその取得した第六
項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業
分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項
において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該當
するもの（以下この項、次項、第十六条第一項第九号、第十六条の
二の三第三項及び第二十六条第一項第十二号において「事業再生会
社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議
決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業
再生会社のうち第七項第九号に該当する会社の議決権にあつてはそ
の取得の日から五年を経過する日をいい、同号に該当する会社以外
の事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過す
る日（当該議決権が同項に規定する会社（同項第五号又は第六号に
該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が
当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超え
るときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同
じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当

〔9
•
10
同上〕

11 第六項から前項まで（第八項を除く。）の規定にかかるらず、定子会社（第十三項に規定する会社をいう。以下この項及び次項並びに第十六条の二の三第二項において同じ。）がその取得した第六項若しくは第九項に規定する会社（以下この項において「新規事業分野開拓会社」という。）又は第七項に規定する会社若しくは前項において読み替えて準用する第九項の内閣府令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六条第一項第十二号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日（新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が第七項に規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第十六条第一項第九号及び第十六条の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処

該事業再生会社（以下この項、第十六条第一項第九号及び第十六条の二の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二条に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二条の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十二条の二及び第二十二条において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六条第一項第十二条において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から处分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りで

分基準日の翌日からは新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項(第十二号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行に係る同項第十二号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社（銀行法第十六条の四第一項に規定する国内の会社をいう。第四条の七、第十六条の二、第二十一条、第二十一条の二及び第二十二条において同じ。）及び事業再生会社（第八項に定める要件に該当するものに限る。）次項、第十六条第一項第九号、第十六条の二の三第三項及び第二十六条第一項第十二号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

定子会社以外の子会社がその取得した事業再生会社の議決権を処分基準日（その取得の日から次の各号に掲げる議決権の区分に応じ、当該各号に定める期間を経過する日をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該事業再生会社は、処分基準日の翌日からは当該長期信用銀行に係る法第十三条の二第一項第十二号に規定する内閣府令で定める会社に該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が保有する当該事業再生会社の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数を下回ることとなる場合において、当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行又はその特定子会社以外の子会社の保有する当該事業再生会社の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 十年

二 「略」

〔13～15 略〕

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

一 中小企業者の発行する株式等に係る議決権 五年
二 「同上」
〔13～15 同上〕

（会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含めない議決権）

第四条の四 法第十三条の二第三項（法第十六条の二第二項及び第十

六条の二の二第五項並びに銀行法第三条の二第二項、第十六条の四第九項、第五十二条の三第五項、第五十二条の四第四項、第五十二条の二十四第九項及び第五十三条第四項並びに令第六条第一項にお

いて準用する銀行法施行令第四条第四項並びに前条第十五項、第四条の七第六項、第五条の二の六第六項、第五条の六第十三項、第五条の九第六項、第十六条の二第三項、第二十五条の四第三項、第二十五条の十第三項、第二十五条の十の二第三項、第二十五条の十一第三項並びに第二十六条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により、会社又は議決権の保有者が保有する議決権に含まれないものとされる内閣府令で定める議決権は、次に掲げる株式等に係る議決権とする。

〔一・二 略〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第十六条の二の三第一項第一号及び第二十五条の五の三第一項第一号において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 略〕

〔2～4 略〕

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 「略」

〔2～5 略〕

〔一・二 同上〕

三 投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合（以下この号、第十六条の二の三第一項及び第二十五条の五の三第一項において「投資事業有限責任組合」という。）の有限責任組合員となり、組合財産として取得し、又は所有する株式等（有限責任組合員が議決権を行使することができる場合及び議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行うことができる場合を除く。）

〔四・五 同上〕

〔2～4 同上〕

（長期信用銀行持株会社の子会社の範囲等）

第五条の六 「同上」

〔2～5 同上〕

6 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める

要件は、長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第九号に該当するものを除く。）の議決権を

取得する場合において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一 法第十六条の七に規定する長期信用銀行等による人的な又は財政上の支援その他の当該長期信用銀行等が行う事業の再生のための支援をその内容に含む事業計画（法第十六条の四第一項第十一号の二の事業に係る計画をいう。）が作成されていること。

6 法第十六条の四第一項第十一号の二に規定する内閣府令で定める

要件は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 長期信用銀行持株会社又はその子会社が第四条の三第七項に規定する会社（同項第八号に該当するものに限る。）の議決権を同号に掲げる措置により取得する場合 次のいずれかに該当すること。

イ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 民事再生法第百七十四条第一項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

ハ 会社更生法第百九十九条第一項の規定による更生計画認可の決定を受けていること。

二 産業競争力強化法第二条第十六項に規定する特定認証紛争解決手続に基づき事業再生計画が作成されていること。

二 前号に掲げる場合以外の場合 同号イからハまでのいずれかに該当すること。

二 前号の事業計画について、次のいずれかに該当するものが関与して策定していること。

イ 官公署
ロ 商工会又は商工会議所
ハ イ又はロに準ずるもの
ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ
公認会計士又は監査法人

ヘ
税理士又は税理士法人

ト
第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長
期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に
規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

「7・8 略」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社（第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯
する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社をいう。以下こ
の項及び次項並びに第二十五条の五の三第二項において同じ。）が
その取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項に
おいて「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する
会社若しくは前項の規定により読み替えて準用する第七項の内閣府
令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第二十五条の
三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項
第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日
(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五
年を経過する日をいい、事業再生会社のうち第四条の三第七項第九
号に該当する会社の議決権にあつてはその取得の日から五年を経過
する日をいい、同号に該当する会社以外の事業再生会社の議決権に
あつてはその取得の日から十年を経過する日（当該議決権が同項に
規定する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の
議決権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当
該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する
日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは

「7・8 同上」

9 第四項から前項まで（第六項を除く。）の規定にかかわらず、特
定子会社（第四条の五第二項第十二号に掲げる業務及びこれに附帯
する業務を専ら営む長期信用銀行持株会社の子会社をいう。以下こ
の項及び次項並びに第二十五条の五の三第二項において同じ。）が
その取得した第四項若しくは第七項に規定する会社（以下この項に
おいて「新規事業分野開拓会社」という。）又は第五項に規定する
会社若しくは前項の規定により読み替えて準用する第七項の内閣府
令で定める会社に該当するもの（以下この項、次項、第二十五条の
三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項
第九号において「事業再生会社」という。）の議決権を処分基準日
(新規事業分野開拓会社の議決権にあつてはその取得の日から十五
年を経過する日をいい、事業再生会社の議決権にあつてはその取得
の日から十年を経過する日（当該議決権が第四条の三第七項に規定
する会社（同項第五号又は第六号に該当するものに限る。）の議決
権である場合であつて、当該会社が当該支援を受けている期間が当
該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する
日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは

が当該議決権の取得の日から十年を超えるときは、当該支援が終了する日）をいう。以下この項において同じ。）までに処分しないときは、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

、当該新規事業分野開拓会社及び当該事業再生会社（以下この項、第二十五条の三第一項第九号及び第二十五条の五の三第三項において「新規事業分野開拓会社等」という。）は、処分基準日の翌日から新規事業分野開拓会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る法第十六条の四第一項第十一号に規定する内閣府令で定める会社に、事業再生会社にあつては当該長期信用銀行持株会社に係る同項第十一号の二に規定する内閣府令で定める会社にそれぞれ該当しないものとする。ただし、当該処分を行えば当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権の数が当該処分基準日における基礎議決権数（国内の会社及び事業再生会社（第六項に定める要件に該当するものに限る。次項、第二十五条の三第一項第九号、第二十五条の五の三第三項及び第二十六条第三項第九号において同じ。）の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の十五を乗じて得た議決権の数、外国の会社の議決権についてはその総株主等の議決権に百分の五十を乗じて得た議決権の数をいう。以下この項及び次項において同じ。）を下回ることとなる場合において、当該特定子会社が当該取得の日から処分基準日までの間に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社の保有する当該新規事業分野開拓会社等の議決権のうち当該処分基準日における基礎議決権数を超える部分の議決権を処分したときは、この限りでない。

〔10～13 略〕

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 「略」

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所においてその業務を當むことが当該営業所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることにより当該営業所の業務の全部又は一部を休止する場合

五・六 「略」

3 「略」

4 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第二号又は第四号から第六号までのいずれかに該当する場合

三 「略」

5 銀行法第十六条第三項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 第二項第四号に該当する場合

〔10～13 同上〕

(臨時休業の届出等)

第十五条の二 「同上」

2 「同上」

〔一～三 同上〕

「号を加える。」

四・五 「同上」

3 「同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 第二項第二号、第四号又は第五号に該当する場合

三 「同上」

5 「同上」

一 「同上」

「号を加える。」

三 [略]

(特例対象会社)

第十六条の二の三 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に

掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

- イ 当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの
- ロ 当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他

の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事業計画に基づき当該事業計画を実施している会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所

二 [同上]

(特例対象会社)

第十六条の二の三 銀行法第十六条の四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行の子法人等に該当しないものに限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に

掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該長期信用銀行又はその子会社が当該投資事業有限責任組合の組合員となつているもの

二 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信用銀行又はその子会社が出資しているもの

ハ イ又は口に準ずるもの
二 弁護士又は弁護士法人
ホ 公認会計士又は監査法人
ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長期信用銀行の子会社等（銀行法第十四条の二第一号に規定する子会社等をいう。）及び当該長期信用銀行を子会社とする長期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

〔2～4 略〕

（特例対象会社）

第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当する会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

〔2～4 同上〕

（特例対象会社）

第二十五条の五の三 銀行法第五十二条の二十四第八項に規定する内閣府令で定める会社は、次の各号のいずれかに該当するものから出資を受けている会社又は事業の再生の計画の作成に株式会社地域経済活性化支援機構が関与している会社（長期信用銀行持株会社の子法人等に該当しない会社に限る。次項において「特例事業再生会社」と総称する。）とする。

一 株式会社地域活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員となる投資事業有限責任組合であつて、次のいずれかに該当するものから出資を受けている会社

イ 当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が当該投資事業有るもの

限責任組合の組合員となつてゐるもの

口 当該株式会社に当該長期信用銀行持株会社又はその子会社が
出資してゐるもの

二 事業の再生又は地域の特性を生かした新たな事業の創出その他
の地域経済の活性化に資する事業活動を行うことを目的とした会
社であつて、次のいずれかに該当するものが関与して策定した事
業計画に基づき当該事業計画を実施してゐる会社

イ 官公署

ロ 商工会又は商工会議所
ハ イ又はロに準ずるもの

ニ 弁護士又は弁護士法人

ホ 公認会計士又は監査法人

ヘ 税理士又は税理士法人

ト 第四条の五第二項第十五号に掲げる業務を営む会社（当該長
期信用銀行持株会社の子会社等（銀行法第五十二条の二十五に
規定する子会社等をいう。）以外の会社に限る。）

〔254 略〕

（特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第二十五条の三十五　【略】

2 銀行法第五十二条の四十七第一項に規定する内閣府令で定める場

合は、次に掲げる場合とする。

〔一53 略〕

二 株式会社地域経済活性化支援機構法第二十二条第一項第八号に
掲げる業務の実施により設立される株式会社が無限責任組合員と
なる投資事業有限責任組合であつて、当該株式会社に当該長期信
用銀行持株会社又はその子会社が出資してゐるもの

〔254 同上〕

（特定長期信用銀行代理業者の臨時休業の届出等）

第二十五条の三十五　【同上】

2 【同上】

〔一53 同上〕

四 台風、地震その他の異常な気象、海象又は地象により営業所又は事務所においてその業務を営むことが当該営業所又は事務所の役員、職員又は利用者の生命又は身体に重大な危険を生じさせる

おそれがあることにより当該営業所又は事務所の業務の全部又は一部を休止する場合

五 「略」

3 銀行法第五十二条の四十七第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 「略」

二 前項第四号に該当する場合

三 「略」

「号を加える。」

四 「同上」

三 「同上」

一 「同上」

二 「号を加える。」

二 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。